

職員の懲戒処分について

江南市職員の懲戒処分について、次のとおり公表します。

1 被処分者

防災安全課 主任 40歳代

2 処分内容

戒告

3 処分年月日

令和8年2月13日

4 事案の概要

当該職員は、長期間にわたり勤務時間の多くを業務に無関係な各省庁などのサイト閲覧に費やしたほか、庁内メールを使用して役職者らに対し事実無根の苦情や特定職員の誹謗中傷メールを執拗に送信した（約1,000通）。

また、業務用端末の画面や職務上の情報をSNS（フェイスブック）へ複数回投稿したほか、自席の引出しを激しく蹴るなどの威圧的な言動、挨拶の拒絶や上司等の無視といった不適切な振舞いを常態化させ、職場環境を著しく悪化させた。

なお、当該職員への指導監督が不十分であった責任を問い合わせ、同日付で直属の課長、主幹及び副主幹の3名に対し口頭訓告の措置を講じた。

5 市長コメント

このたびの不祥事は、組織の服務規律を揺るがす極めて遺憾な事態であり、市民の皆様の信頼を著しく損ねたことを深くお詫び申し上げます。

今後は職場内コミュニケーションの改善と適切な情報管理を徹底し、再発防止と信頼回復に全力で努めてまいります。

令和8年2月13日

澤田 和延